

2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

多くの県民が農林水産業の大切さを理解し、身近なものとして実感できるよう、様々な取組を推進するとともに、幅広い世代に対して体験の機会を提供します。

ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進

県内の消費者と生産者がお互いに理解し合い、地産地消等を通じて、一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという本県独自の取組である「いいともあいち運動」(P21参照)を核として、農林水産業の理解促進に向けた情報の発信や県有施設などを利用した知識の啓発、NPOや農林水産業関係団体等と連携した取組を推進することにより、県民の農林水産業への関心を高め、その理解促進を図ります。

【取組】

- 生産、流通、消費者等の関係者と行政が一緒になって、「いいともあいち運動」の一層の推進とステップアップを図ります。
- 県のホームページやSNS*の活用、フリーペーパーとの連携など様々な媒体や機会を通じて、食や農林水産業に関する情報の積極的な発信を図るとともに、「いいともあいち運動」のネットワーク会員などによる県民等への自発的な情報発信や相互の交流連携による理解の深まりを促進します。
- 県産農林水産物を一堂に集めたイベントや生産、流通関係者と消費者との交流会、試験研究機関などの県有施設を活用した研究成果発表や体験型の展示の場など、県民が農林水産物や農林漁業者と直接触れる機会を設けます。
- 農村輝きネット・あいち*などの農業関係団体が実施する農業の理解促進を図る講座の開催や消費者との交流会などの取組を支援します。
- 農業生産を支える農業農村整備事業や多面的機能*への理解促進を図るため、出前授業や生き物調査のイベントなどを実施します。
- 花に関する理解促進を図るため、暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」(P35参照)のさらなる展開と花と緑のイベントを実施します。またセントレアや名古屋駅などをあいちの花で装飾し、観光客等のおもてなしをするなど、花への関心を高めます。
- 第70回「全国植樹祭*」の開催に向けて、県民の緑に対する理解促進を図るため、本県の森と緑づくりに関する情報の全国への発信や、市町村と連携した県内各地での関連行事を開催します。
- 「みんなで支える多様で豊かなあいちの緑」の実現をめざし、愛知県緑化基本計画*に基づき、県民、企業、NPOなどとの協働を進めます。
- 持続的な漁業への消費者の理解を高めるため、適切な資源管理により漁獲された水産物として認められている「水産エコラベル*」の普及・啓発に取り組みます。

「花いっぱい県民運動」とは

解説

本県産花きの県内における需要の拡大を図るため、県、市町村、生産関係、流通・小売関係、消費関係などの団体と連携し、「花の王国あいち」や「今月のあいちの花」のPR、小学校やイベントでの花育※教室の開催、花以外でのイベントでの花のPRなどにより、県民の皆さんに花への関心を高めていただき、あいちの花を暮らしの中に取り入れていただく取組です。



「花の王国あいち」のシンボルマーク
(登録商標第5815223号)



「今月のあいちの花」の装飾展示（セントレア）



花育教室



農業農村整備事業への理解を促進する
「あいちの農業用水展」



「水産エコラベル」

イ 幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供

農林水産業への理解を深めるため、幅広い世代を対象に農林漁業を体験する機会の提供を推進します。

【取組】

- 学校での食に関する指導において、PTAや地域などの協力を得ながら行う農林漁業体験学習などを充実させるとともに、その成果を県内に拡大するため、「食育のための農林漁業体験学習実践マニュアル」などの活用などの普及啓発に努めます。
- 子どもの豊かな心を育むとともに、花きへの理解促進を図るため、小学校において花育[※]教室を開催するなど、子どもの頃から花に親しむ花育を推進します。
- 小学生から大人までの幅広い世代に対して、農業体験や間伐体験、森林・林業・木材に関する講座などを開催するとともに、漁業・水産物について紹介する機会を設けます。
- 多面的機能[※]支払制度を活用した、地域で取り組む農地などの保全活動を通じて、農業への理解促進を図ります。
- 直売所[※]において、農林漁業者と消費者が交流し、お互いに情報交換を行う場づくりや消費者が生産現場を見たり農林漁業を体験する仕組みをコーディネートするモデル的な取組を支援します。さらに、こうした取組に地域の学校や企業も参加する仕組みづくりを促進します。
- 農業体験農園[※]の開設を促進するため、関係者の役割分担の下、農業者への啓発や新たな農園開設希望者への支援を行うとともに、市町村や農業団体、農業者、NPO、企業などとの協働により、市民農園[※]や農業体験農園などでの農業体験を推進します。



間伐体験



大豆の種まき体験

(2) 食育の推進による健全な食生活の実践

全ての県民が、体も心も健康で環境にも優しい健全な食生活を実践できるよう、生涯にわたって、幅広い分野における食育を推進します。

ア 若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進

若い世代を中心に、県民が生涯にわたって健全な食生活を実践していけるよう、県や市町村をはじめ様々な団体や企業が連携・協力した、食育の取組を推進します。

【取組】

- 乳幼児期から青年期までの成長段階を見通した食育の体制づくりを進めることにより、食生活の改善を促します。
- 学校教育において効果的な食育が推進されるよう、食育に関する活動を希望する学校と食育推進ボランティア*などとの連携を促します。
- 「愛知県食育推進会議*」を中心に、市町村、関係団体や企業、食育推進ボランティアなどと連携することにより、家庭や学校、職場など生活のさまざまな場面における効果的で実践的な食育の取組を展開します。
- 食育推進ボランティアなどによる地域の実情に即した連携を促進するとともに、地域ごとに食育推進ボランティア研修会や交流会などを開催し、活動状況を共有します。

食育とは

解説

食育基本法では、食育とは“生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの”と位置づけられており、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

愛知県では、平成18年3月に条例に基づく「愛知県食育推進会議」を設置し、この会議が中心となって「あいち食育いきいきプラン2020」（第3次愛知県食育推進計画）を平成28年3月に作成し、食育を総合的かつ計画的に推進しています。



食育推進ボランティアによる食育活動

イ 食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承

地域で生産される農林水産物や食生活における環境への配慮に関する理解を深める取組や、地域に根付いた食文化や日本型食生活*の良さを啓発する取組を関係機関と連携して推進します。

【取組】

- 小中学校の学校給食などにおいて県産農林水産物を積極的に活用し、愛知の食材や郷土料理・伝統料理のすばらしさを理解してもらう地産地消の取組を推進します。
- 地元や県内でとれた農林水産物を活用する「愛知を食べる学校給食の日」の取組を、食育月間である6月を含めて年3回、県内すべての公立小中学校などで実施します。
- 東海三県一市グリーン購入キャンペーン*などを通じて、県民に対し、地元・旬の食材を優先して購入するよう促します。
- 食に関するイベントなどにおけるパンフレットの配布や研修などを通じ、食品ロスの削減など環境に優しい食生活の実践について啓発普及を行います。
- 地域の農林水産物や食文化に関する理解促進を図るため、ホームページなどを活用して、農林漁業体験をはじめとする食育イベントなどへの県民参加を促すとともに、日本型食生活の良さや郷土料理など地域の食文化の紹介を行います。

愛知を食べる学校給食の日とは

解説

愛知県では、学校給食に地域の農林水産物を活用することにより、児童生徒や教職員、保護者等学校関係者が地域や農林水産物への理解を深めるため、また、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高めるため、「愛知を食べる学校給食の日」を、県内の全ての公立小中学校等で実施しています。

「食育月間」の6月と旬の食材が豊富な秋、「全国学校給食週間」が行われる1月の年3回実施しています。



小学校における「愛知を食べる学校給食の日」

3

自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

(1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

災害から県民を守るため、農山漁村地域における防災・減災対策などを進めるとともに、快適な生活環境を確保するため、生活基盤の整備を推進します。

ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進

南海トラフ地震*などの巨大地震や集中豪雨などによる自然災害の発生リスクが増大する中、我が国最大級のゼロメートル地帯 (P40 参照) を抱える本県特有の事情を踏まえ、県土や県民の暮らしを守るため、農山漁村地域の防災・減災対策を推進します。

【取組】

- 治山施設*の整備を推進し、森林や山間集落などを山地災害から守ります。
- 人命や人家などを土石流、地すべり、がけ崩れなどの自然災害から守るため、土砂災害を防止する施設の整備を推進します。
- 植栽や間伐*、森林病虫害対策などを実施し、適切な森林整備を進めます。
- 農業用ため池*の耐震化を推進することにより、ため池堤体の決壊を防止します。
- 農業用排水機場*の耐震化や更新整備を計画的に推進するとともに、維持管理に対する支援を行うことにより、浸水被害を未然に防止します。また、浸水・津波対策として、排水機場の屋上等高所へ避難するための階段などの設置を推進します。
- 河川の整備により、洪水時の浸水被害を防止します。
- 耐震・耐津波機能を備えた漁港の整備を進めます。
- 津波、高潮などによる被害を防止するため、農地海岸*、漁港海岸、建設海岸などにおける海岸保全施設や河川堤防などの耐震化等を推進します。
- 津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林の維持・整備を推進します。
- ため池ハザードマップや山地災害危険地マップなどを活用し、防災・減災への県民意識の向上を図ります。

イ 快適な生活環境の確保

農山漁村の快適な生活環境を確保するため、生活基盤の整備を推進し利便性の向上を図ります。

【取組】

- 農林道の整備・保全を推進し、農林業の振興を図るだけでなく、農山村地域の交通環境の改善・維持を図ります。
- 生活排水処理施設の整備・保全を促進し、農村地域の水質改善・維持を図ります。
- ため池や用排水路などの農業水利施設の水辺空間を利活用して、快適な生活環境の整備を推進します。

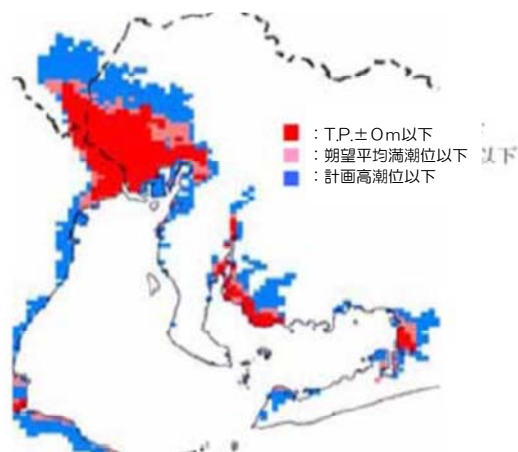
ゼロメートル地帯とは

解説

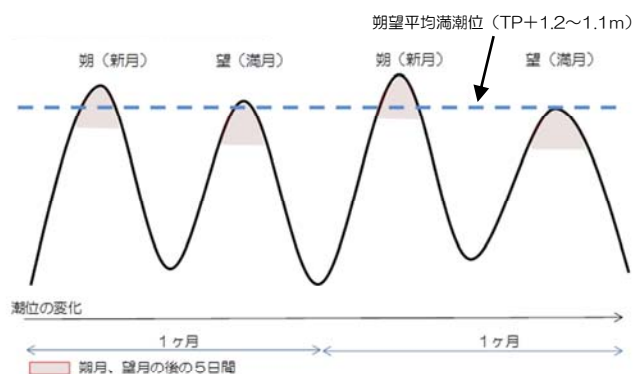
大きな河川により形成された沖積平野には、古くから人が住み、農業を営んできました。豊川により形成された豊橋平野、矢作川・矢作古川により形成された岡崎平野、木曾川・庄内川により形成された濃尾平野には、海面より低い^{いっすい}*1土地である「ゼロメートル地帯」があります。

特に、濃尾平野のゼロメートル地帯は全国最大規模で、昭和34年9月の伊勢湾台風では、海岸堤防の決壊や河川の溢水^{いっすい}などにより、県全体の浸水面積は350 km²に達するとともに、海岸線から20 kmまで浸水し、全ての湛水の解消に3か月程度を要しました。

本県のゼロメートル地帯は県土の約7%に相当する約340 km²あり、多くの人口^{じんこう}*2（約80万人）、産業（製造品出荷額等^{せいぞうひしゅつがく}*3 5.6兆円、都道府県の全国平均6.1兆円にほぼ匹敵）が集中しています。



資料：国土交通省



さくぼうへいきんまんちょうい
朔望平均満潮位のイメージ

ゼロメートル地帯分布図

*1 「海面より低い」とは、標高が「朔望平均満潮位より低い土地」のことで、「朔望平均満潮位」とは、新月(朔)と満月(望)の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位の平均値です。この海水位より低い土地を「ゼロメートル地帯」と呼んでいます。

*2 「ゼロメートル地帯」の人口：平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計

*3 「ゼロメートル地帯」の製造品出荷額等：平成22年工業統計メッシュデータ

(2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

森林等が有する水源のかん養や県土の保全、洪水の防止などの多面的機能[※]を十分に発揮させるため、森林・農地・漁場の保全・整備の推進や地域住民等による保全活動を支援します。

ア 多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進

多面的機能を発揮させる、森林、農地、漁場の保全・整備を推進します。

【取組】

- 植栽や間伐[※]など適切な森林整備を進めます。また、針広混交林[※]や広葉樹林等多様な森林への誘導を図ります。さらに、間伐材の有効利用を推進します。
- 森林の保全を図るため、森林病虫害やシカ・ノウサギなどの被害防止対策を進めます。
- 「あいち森と緑づくり税」^(P.42参照)を活用し、森林・里山林・都市の緑の整備・保全を図るとともに、環境活動への理解や県産木材の利用を促進します。
- NPOなどとの協働により、愛知万博の理念を継承する「海上の森」の保全と活用を推進します。
- 公益的機能を発揮させる上で特に重要な森林を保安林[※]に指定するなど、森林の適切な保全・管理を図ります。
- 多面的機能支払制度を活用した農業水利施設、農道等の補修や更新等を行う長寿命化活動を支援します。
- 生物多様性[※]保全や環境に配慮した農業水利施設等の整備を推進します。
- 河川の持つ多様な機能を発揮させるため、河川が有する多様な生物の生息環境や河川景観の保全や整備を図ります。
- あさりなどの漁業生産の増大や内湾の水質浄化に役立つ干潟[※]・浅場[※]の整備を進めます。



整備の行き届いた森林



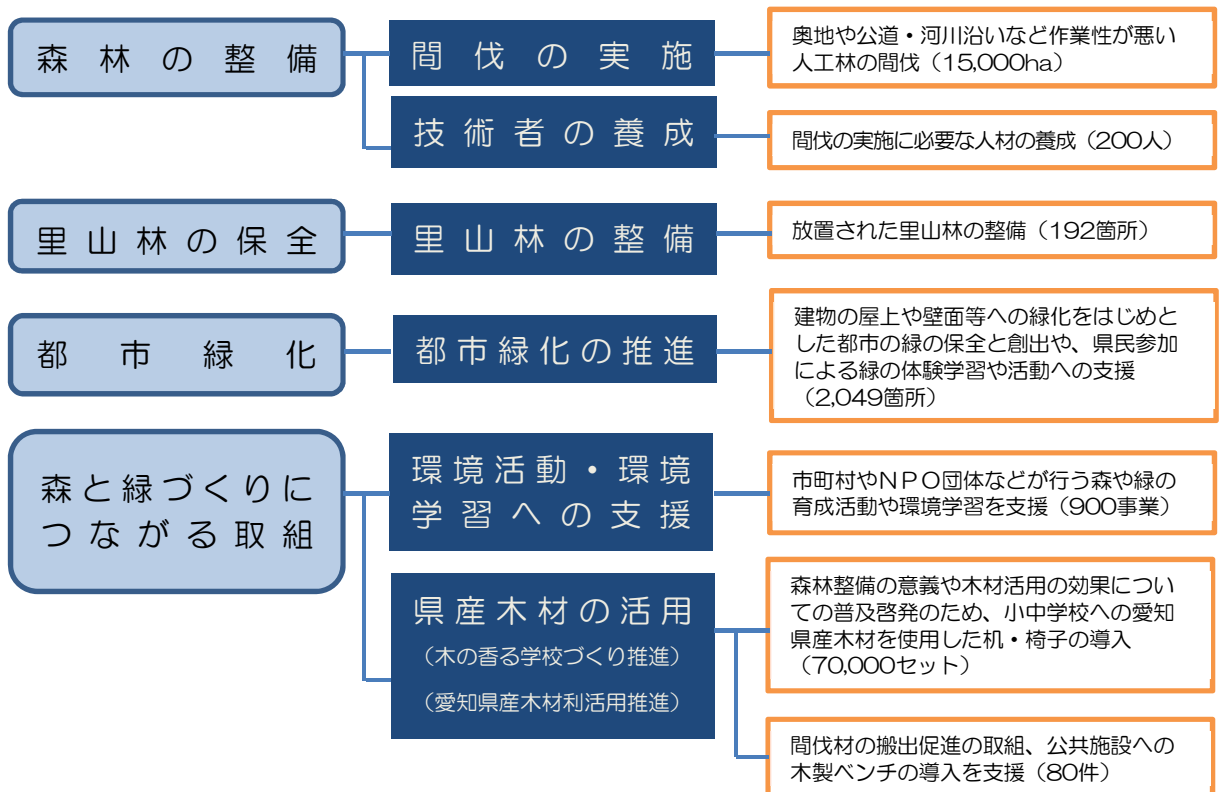
干潟・浅場の造成

あいち森と緑づくり税とは

解説

森と緑が持つさまざまな公益的な機能の維持増進のため、愛知県が平成21年に導入した県民税で、その税収等を活用して、森林、里山林及び都市の緑を整備・保全する「あいち森と緑づくり事業」を進めています。

あいち森と緑づくり事業の概念と全体計画



※あいち森と緑づくり事業の計画期間は平成21年度からの10年間であり、（ ）内の数値は、10年間の計画数量です。



事業を活用して整備された公道沿いの人工林



事業により整備された都市近郊の里山林

イ 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進

多面的機能[※]を発揮させるため、地域住民などによる森林・農地・漁場の保全活動を支援します。

【取組】

- 企業や地域住民などによる森林・里山林の整備・保全の取組を推進するとともに、森林の学習と交流の拠点づくりを推進します。
- 中山間地域[※]等において、集落間連携を促し、集落の共同作業を支援することにより耕作放棄地[※]の発生を抑制し、多面的機能の発揮と農地の維持・管理を図ります。
- 「ふるさと・水と土指導員[※]」など地域の指導者を育成するとともに、その活動を支援することにより、農地等の保全を図ります。
- 多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動を支援します。
- 環境直接支払制度を活用した自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援します。
- 河川における多様な生物の生息環境や景観などを良好な状態に保つため、河川等の清掃活動等の支援や啓発を行います。
- 藻場[※]、干潟[※]や河川における多面的機能発揮のため、漁業者による生態系保全などの取組を支援します。
- 生態系ネットワーク[※]形成の取組の一環として、森林・農地・漁場の持つ生物多様性[※]の保全機能についての理解促進を図ります。



多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動



藻場・干潟の保全活動

(3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

本県の強みである、生産地と消費地が近いという立地条件を生かし、農山漁村においては地域資源を活用した都市との交流などを通じて活性化を図るとともに、都市・都市近郊においては農業が持つ多様な機能の発揮を促進することにより、農林水産業を核とした元気な地域づくりを進めます。

ア 地域の特性を生かした農山漁村の活性化

地域の特徴ある資源を生かしたPRや観光関連産業と連携したグリーンツーリズム*などによる農山漁村と都市住民の交流の促進をはじめ、鳥獣被害対策の推進や小水力発電*の導入など、農山漁村を活性化する取組を推進します。

【取組】

- 地域に適した作目の栽培拡大や、農林水産物やジビエ*などの地域資源を生かした6次産業化*、農商工連携*などによる特産品の開発や販路拡大、観光農園等を軸にした都市農村交流など、地域が一体となった組織活動を支援します。
- 中山間地域*等において、集落間連携を促し、集落の共同作業を支援することにより耕作放棄地*の発生を抑制し、農業生産の維持を図ります。
- 中山間地域の活性化を図るため、「ふるさと・水と土指導員*」など地域の指導者を育成するとともに、その活動を支援します。
- 野生鳥獣の個体数や生息域の調査などにより、保護、捕獲すべき個体数等に関する方針を定め、市町村との連携を図るとともに、狩猟団体などと協力して、新たな捕獲の担い手の確保・育成を推進し、野生鳥獣の個体数の適切な調整に取り組みます。
- 鳥獣被害対策実施隊*等の捕獲リーダーの活動を支援し、地域ぐるみの計画的かつ総合的な活動により、野生鳥獣による農作物等への被害を防止します。
- 再生可能エネルギーの利用促進とともに、農業水利施設などの管理に必要な電力を作る農業用水を利用した小水力発電などの導入を促進します。
- 農林水産業と観光・健康・福祉分野との連携を視野に入れつつ、農山漁村ならではの魅力ある地域資源の発掘と磨き上げや「食と花の街道」の認定などにより、その魅力を都市住民や国内外の観光客に対して積極的にPRするとともに、農山漁村と都市近郊の施設が連携して相互の交流を図る取組や観光関連産業と結びついた取組などの推進によりグリーンツーリズム、ペイツーリズムの普及を図ります。
- 三河山間地域において、地元ならではのプログラムを企画する着地型観光*を推進し、道の駅などの交流施設に地域の観光情報の発信機能や観光レクリエーション施設としての地域連携機能等をこれまで以上に付加することにより、集客力の向上を図る観光客の受入先の取組を支援します。

- 「三河の山里サポートデスク※」が中心となって、「愛知県交流居住センター※」と連携し、都市と農村のマッチングを行うことにより、都市と農村の交流や移住・定住を促進するとともに、三河山間地域でのなりわいづくりを支援します。



集落の共同作業（草刈り）



箱わなで捕獲されたイノシシ



小水力発電（新城市四谷地区）



体験型交流施設（ついで手作り村）

イ 都市及び都市近郊における農業の振興

新鮮な農産物の都市住民への供給や農業体験・交流の場の提供、災害時の防災空間の確保など、都市及び都市近郊における農業が有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、その継続的な振興を図るための取組を促進します。

【取組】

- 都市農業振興基本法^{*}に基づく本県の計画を作成するとともに、市町村計画の作成を支援し、関係機関と連携して、都市及び都市近郊における農業生産の維持を図ります。
- 市町村や農業関係団体との連携のもと、ホームページ、SNS^{*}、直売所^{*}、交流施設など様々な機会を通じて、都市及び都市近郊農業の有する多様な機能への都市住民の理解促進を図ります。
- 農業者への技術指導や地産地消の推進、直売所を拠点とした農林水産業に関する情報発信などにより、都市的環境を生かした農産物の生産や販売の取組を支援します。
- 農業体験農園^{*}が都市近郊農業の経営モデルとして定着するよう、農業者への啓発や新たな農園開設希望者への支援を行います。
- 都市農業を営む者や市町村、農業関係団体、NPOなどとの協働により、農業体験農園や市民農園^{*}などにおける農作業体験や交流活動を通じて、農業への理解促進を図ります。



都市近郊地域の直売所の賑わい



農業体験農園における農業者による指導